

全国公立学校退職教頭会

会報

第71号
特別編集

会えないと

会いたくありません

東京大会中止のお知らせ

全国公立学校退職教頭会

会長 山浦 朝日

令和二年度全国公立学校退職教頭会の代議員会『東京大会』の中止をお知らせいたします。「新型コロナウイルス」の流行に対して、当初は、「五月から、九月以降への延期」を考えておりました。しかし、緊急事態宣言の発令、そして、解除。東京アラートでレインボー・ブリッジが赤く染まり、そして、解除。いろいろな対策が取られ、ひとりひとりの自粛・自衛の手段が工夫されても、東京都における新規感染者数は、六月末現在、全国の過半数を占める状況が続いております。

第二波が取り沙汰される中、残念ながら、安心して上京していただける条件にはありません。

全国代議員会の中止もさることながら、各都県における「大会・総会」等も取りやめざるを得ないことになっていくと思えます。年一度の「大会・総会」、そして、「各種の行事」は、決め事をする以外に、会員同士が互いに交流し合う、という大切な働きがあります。「新型コロナウイルス」によって、会えないとなると、会いたいという気持ちが強くなってきました。

旅に出られないとなると、旅の思い出が強く残ります。代議員会にかかわる個人的な記憶の中を探れば、一昨年訪れた佐賀の地では、十代藩主鍋島直正公のリーダーシップに触れました。昨年の秋田大会では、藤田嗣治の大作に接し、深い感動を覚えました。コロナ禍は、あらためて、外に出て、人に触れ、物に触れることの大切さを、気づかせてくれています。

代議員の皆さん、来年は、お会いしましょう。

各都県の会員の皆さん、親しく交流する機会が、来年は、必ずやって来るよう、期待しましょう。

「教育徒然集」の原稿を募集しています

「教育徒然集」(第5集)の発行に向けて、各会員の皆様からの原稿を募集しています。現在、届いている原稿は皆無です。ぜひ、奮って原稿をお寄せください。内容等は下記の通りですので、ご協力のほどお願いいたします。

記

- 【原稿の題材】 あのと、いまどき そして、これから
- 【原稿で取り上げてほしい内容】 ☆コロナを通して学んだこと
 ☆感染症発生時の教育のあり方
 ☆教育ボランティアで手伝ったこと
 ☆かつて教員、教頭として携わった中で感じた教育雑感 など
- 【原稿形式】 ☆形式は、40字×25行(1,000字)〈内、2行は、題名・執筆者名〉ですが、形式にこだわらず、短い原稿でも結構です。横書きでお願いします。
- 【原稿提出期限】 令和2年10月末日
- 【原稿提出先】 須山道雄(研究・研修部長)

令和2年度 活動方針

1 組織の維持

(1) 会員数の減少現状とそれを止めるための方策

会員の高齢化が進み、健康状態の悪化による退会者や、物故者も増えてきている近年、残念ながらこれといった会員数の減少を食い止めるための方策が、立てられないでいる。そのために、組織としての休会や退会を、余儀なくされている支部が出てきている。

一方では、年金支給開始の関係上、退職しても再任用や非常勤職員として勤務しなくてはならなくなったり、健康を害したり、精神的に疲弊して何もやりたくないとか、自分流に生きていきたいといった思いの方々が、多くなっているのが現状である。

そこで方策として、研修部が中心となり、「あのとき、いまどき、そして、これから」を主題に、全国の会員の皆様からの投稿を依頼し、編集した「教育徒然集」の発行やホームページの充実を通して、会の現状報告や活動内容等を会員の方々に発信し、会員の方々が興味・関心を抱くことが出来るようなものにしたい。そして、会員数の減少をくい止め、少しでも増えるような情報発信を今年度も前向きに行っていききたい。

(2) 入会勧誘

各支部での取り組みに多少の違いはあるものの、各都県の教育委員会や新聞等から退職者の情報を得、退職直前の教頭・副校長に入会案内を送付したり、可能であれば電話をかけたり、訪問をして、案内を直接手渡して入会勧誘をしていく。

また、未加入者や加入者でも各支部の会合に参加されない方々にも会の情報を発信し、会への参加を積極的に促していく。

2 組織の拡大

組織の拡大に必要なことは、現組織を維持していくとともに、現在19道府県の未組織県への働きかけが重要である。しかし残念ながら、今後の組織の拡大に関しては、それぞれの未組織県のまとめ役の方がどなたかかわからない現状で、見通しが見つからない状態である。

しかし、本部としては組織拡大を目指し、各支部との情報を共有し、確認できる範囲内で働きかけをしながら、本部と各ブロック（東海北陸・近畿・中国・九州）の地区代表者等と連絡を密にし、未組織道県への働きかけを、今後もあきらめず折衝していく必要がある。

3 他団体との連携

(1) 全国公立学校教頭会（現職）との連携

各都県支部は、それぞれに知恵をしばり、現職の公立学校教頭会事務局との連携を取ることができるよう努力する。可能ならば、現職教頭会が開催する理事会や総会において、退職教頭会の存在を周知できる機会を設けてもらえるよう依頼する。

学校訪問という地道な活動に取り組んでいる秋田県支部の活動方法を他の支部にも広げていきたい。

『個人情報の保護』については、同じ目的を持つ組織の間では、『保護』と同時に、『情報の共有』という視点での連携を保つ必要がある。

(2) 東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会との連携

東京都小学校支部・中学校支部の活動というよりは、全国公立学校退職教頭会の活動と同等のものと位置づけ、進んで役員を引き受け、この連合会との連携を深めていく。

(3) 全国連合退職校長会や退職女性校長会との連携

それぞれの会とは、「会報」の交換をはじめとして、総会への列席等、今までの連携を保っていく。

「退職校長会」と「退職教頭会」との合同会議開催等については、今後の課題として、議論を深めていきたい。

4 会報

令和2年度発行予定の第71号、第72号はコロナウイルス禍のため、内容を変更して各支部の会報を中心に、各支部、個人会員の皆様方の現役時代の体験、退職後の生活体験やボランティア活動、支部やサークル活動などを載せたいと考えています。編集については本部にお任せいただきたいと思います。（各支部の会報を送って下さい。）

5 福利厚生

(1) 保養施設との提携

保護施設に関連して、相応しい施設があり、連携ができた場合には、『会報』や『ホームページ』を利用して、会員に紹介していきたい。また、適切な候補地があれば、本部への連絡をお願いしたい。

連携関係を築くことが出来ないとしても、「安価で、親切、丁寧な」宿泊施設を経験した場合には、紹介文を寄せていただいて、会員への口コミ情報とするのも、一案と考えている。

(2) 年金、医療制度等の諸問題

これからの件に関わり、問題に精通した個人や団体と連携し、会員に役立つ情報交換・交流の場を設けたり、諸問題の解決に努めていきたい。

各都県支部には、定期的に開催する大会等の場を活かして、年金・医療制度に関する「講演会」「相談会」等を企画立案していただき、会員の悩みに応える活動を進めて下さることを期待している。

6 叙勲要請活動

教頭（副校長）が独立職であるという立場を明確にし、教頭（副校長）の職務の厳しい現実を訴え、この職に誇りを持って仕事をしてきたことの証に、今後も継続的に、叙勲要請活動を行う。

各都県の教育委員会に対して、『校長と同等の業績を上げた人物』であることを認めてもらうのが要請の重点である。そのためには、資料を準備しておき受け取ってもらえる関係を作り出すことが必要である。

(1) 生存者叙勲

受章条件の緩和拡大、本会関係の教頭（副校長）

叙勲を毎年春秋に受章されるよう要請する。

各都県支部も各地方教育委員会に生存者叙勲候補者の名簿や資料を提出し、さらに、各地方の有力な協力者の支援を得て粘り強く申請活動を進める。

(2) 死亡者叙勲

受章条件を、以前のように、教職経験 30 年、教頭（副校長）職 3 年以上、を生かすことを文部科学省に強く願います。

各都県教育委員会、国会議員にも、継続的に要請活動を行う。

また、退職校長の場合と同じように、退職教頭・退職副校長の職歴等（功績調書）を退職校に保存するよう努める。

(3) 高齢者叙勲

校長退職者に準じて、教頭退職者も副校長退職者も、その対象者となれるよう要請する。要請活動を行う際には、『全国公立学校退職教頭会の願い』を活用し、私たちの組織を正しく理解していただく努力をすることが必須である。

組織内の問題としては、『活動の概要』部分において、『今後の課題（政治の流れ・世代間の意識変化）』とされたことをそれぞれの都県支部で、討議を深めていく必要がある。また、『全国公立学校退職教頭会の願い』は、加入促進の基本資料としても位置付けたい。

7 研修活動方針

会員の研究・研修の要となる研究・研修誌の継続的な発行を行う。また、ホームページの更新・充実を図り、研究・研修内容の幅広い伝達を図り、情報の共有化を進めていく。

(1) 研究・研修誌「教育徒然集」の研究・研修内容を充実させていく。

また、「会報」を読みたいと思える会報になるように努力し、内容を刷新させていく。

公立学校教頭・副校長として学校の研究・教育に直接的に関わってきた方々の貴重な実践的経験を研究・研修内容として「教育徒然集」や「会報」に掲載し、充実させていく。

(2) 代議員の大会において研究・研修活動の充実を図る。

全国の代表が参集する代議員の大会での「研究」や「研修」は効果が大きい。そのために、会員の研究意欲を高める講演会を企画、実施し、また、研修を高める情報交換の場を設定する。

(3) 研究・研修を充実させるとともに情報の行き来をさせ共有化を深める。

今後も、各会員の長年の教員生活を通して育ててきた研究内容や様々な経験を通して培ってきた教育観を、研究・研修誌「教育徒然集」、「会報」を発信するとともに、「ホームページ」を双方向的コミュニケーションとなるよう努力する。

令和 2 年度 活動計画

・リモート定例役員会（5回） ・定例役員会（7回）

月	活 動 内 容	備考
3	・コロナ禍により、定例役員会を当分の間、メール・LINE・SMS 等によるリモート会議とする ・令和 2 年度 代議員会東京大会を 9 月頃に延期とする	
4	リモート定例役員会 ・文部科学省より、新型コロナウイルス感染症に関わる学校支援にむけての退職者による人材確保文書の周知のお願いがあり、賛同する	
5	リモート定例役員会 ・文部科学省より依頼の周知文書を各支部会長・事務局長に送付 別添 1 文部科学大臣のメッセージ 別添 2 学校をサポートする人材確保における退職教員の活用について	
6	リモート定例役員会 ・コロナ禍により、令和 2 年度 代議員会東京大会を中止とすることにした ・文部科学省より「学校・子供応援サポーター人材バンク」開設に伴い周知の依頼がくる ・各支部会長・事務局長に文書を送付し、周知のお願いをする ※ 「学校・子供応援サポーター人材バンク」の周知の依頼文 ※ 「学校・子供応援サポーター人材バンク」開設のリーフレット ・会報 7 1 号（特別編集）を作成することにした ・研究・研修誌「教育徒然集」（第 5 集）の寄稿を各支部に依頼した	
7	リモート定例役員会 ・会報 7 1 号（特別編集）の校正 ・その他	
8	リモート定例役員会 ・会報 7 1 号（特別編集）の作成、発送	
9	定例役員会（予定） ・会報 7 1 号（特別編集）の総括 ・令和 3 年度 代議員会東京大会について ・各部より ・その他	
10	定例役員会（予定） ・令和 3 年度 代議員会東京大会について ・各部より ・その他	
11	定例役員会 ・令和 3 年度 代議員会東京大会について ・議案書作成役割分担 ・会報 7 2 号について ・各部より ・その他	
12	定例役員会 ・令和 3 年度 代議員会東京大会について ・会報 7 2 号について ・各部より ・その他	
1	定例役員会 ・令和 3 年度 代議員会東京大会開催要項作成 ・会報 7 2 号の校正 ・「教育徒然集」（第 5 集）の編集 ・各部より ・その他	
2	定例役員会 ・令和 3 年度 代議員会東京大会開催要項校正 ・議案書の校正 ・会報 7 2 号の校正 ・研究・研修誌「教育徒然集」（第 5 集）の校正 ・各部より ・その他	
3	定例役員会 ・令和 3 年度 代議員会東京大会役割分担 ・研究・研修誌「教育徒然集」（第 5 集）の校正 ・各部より ・会報 7 2 号並びに「教育徒然集」（第 5 集）の作成・発送 ・その他	

令和2年度 組織表(案)

NO	役 職	氏 名
1	顧問(全公教会長)	平林 隆行
2	顧 問	中込 武夫
3	顧 問	荻野 由男
4	会 長	山浦 朝日
5	副 会 長	河田 龍夫
6	副 会 長	福岡 健
7	事務局長	須山 道雄
8	会 計	西川 順
9	会 計	大西 規子
10	庶 務	相原 一矢
11	庶 務	大根田芳明
12	庶 務	吉田 一義
13	庶 務	松島 健治
1	北海道地区理事	未選出
2	東北地区理事	未選出
3	関東甲信越地区理事	未選出
4	東海北陸地区理事	岡 英昭
5	近畿地区理事	三谷 誠一
6	中国地区理事	松岡 睦彦
7	四国地区理事	未選出
8	九州地区理事	徳永 信雄
K1	監 事 (東)	小田木 好
K2	監 事 (西)	土谷 一治
1 秋田	会 長・代議員 事務局長 事務局	工藤 英胤 柴田 文平 柴田 文平
2 福島	会 長・代議員 事務局長 事務局 同 庶務	丹治 和美 西坂 敏夫 松浦 清 安齊 博喜
3 群馬	会 長・代議員 事務局長 事務局	篠田 昭一 黛 典周 黛 典周
4 東京 小	小 会 長・代議員 事務局長 事務局	高松 泉 吉田 一義 吉田 一義
5 東京 中	中 会 長・代議員 事務局長 事務局	相原 一矢 福岡 健 福岡 健
6 静岡	会 長・代議員 事務局長 事務局	長屋 梅子 豊田 勝宏 豊田 勝宏

NO	役 職	氏 名
7 岐阜	会 長・代議員 事務局長 事務局	松橋 慎吾 山田 和一 山田 和一
8 富山	会 長・代議員 代議員・事務局長 事務局	山本芙二子 森 重一 森 重一
9 三重	会 長・代議員 事務局長 事務局	岡 英昭 西野 行平 黒田 敦子
10 滋賀	会 長・代議員 事務局長・事務局	三谷 誠一
11 岡山	会 長・代議員 事務局長 事務局	梅原 桂子 黒瀬 敏彦 田邊 由喜
12 広島	会 長・代議員 事務局長 事務局	上野 雅昭 藤原 幸治 藤原 幸治
13 山口	会 長・代議員 事務局長 事務局	松岡 睦彦 小澤 義郎 森本 園枝
14 徳島	会 長・代議員 事務局長・事務局	大石 正
15 佐賀	会 長・代議員 事務局長 事務局	池田ミヤ子 内山 秀治 内山 秀治
16 熊本	会 長・代議員 事務局長 事務局	徳永 信雄 吉住 次郎 守田 猛

未組織県会員の世話人

NO	役 職	氏 名
1	奈良県世話人	
2	新潟県世話人	松崎 圭四

個人会員のいる未組織道府県

北海道、青森県、山形県、岩手県、栃木県 茨城県、埼玉県、神奈川県、千葉県、新潟県 愛知県、奈良県、京都府、和歌山県、大阪府 福井県、鳥取県、島根県、大分県(19道府県)

会報等の送付における追加部数について

・100名以上+15	・50~99名+10
・50名未満+5	・休会支部+3
・福島県(東日本大震災対応)+20	

時間を作って 全退教のホームページを 見てください。スマホでも見られます。
Zenkoukyo fc2 か 全国公立学校退職教頭会 で検索して下さい。

全国公立学校退職教頭会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、全国公立学校退職教頭会という。
- 第2条 本会の事務局は、当分の間、全国公立学校教頭会事務局（東京都港区愛宕1-6-7愛宕山弁護士ビル403号）に置く。
- 第3条 本会は、会員の親睦ならびに福利厚生増進を図るとともに、教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ① 会員相互の親睦に関すること。
 - ② 会員の福利厚生に関すること。
 - ③ 教育の振興に関すること。
 - ④ その他本会の目的達成に関すること。

第二章 組 織

- 第5条 本会は、各都道府県にある公立学校退職教頭会をもって、支部を組織する。支部組織未確立の場合は、個人会員となることができる。また、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州をブロックとする。
- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|------|----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 事務局長 | 1名 |
| 会 計 | 2名 | 庶 務 | 4名 | | |
- ＜以上、本部役員＞
- 理 事（ブロック長） 8名 代議員（各支部1名）
監 事 2名
- ただし、理事、支部長、代議員、監事は本会の副会長（待遇）とする。
- 第7条 本部役員・監事は理事会で、理事は各ブロックで、支部長・代議員は各支部で選出する。
- 第8条 本部役員、理事、代議員、監事の任務は、次の通りとする。
- ① 会長は、会を代表し、会務を総括する。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、各事業を分担する。
 - ③ 事務局長は、会長および役員より委任された業務を執行する。
 - ④ 会計は、会の経理を執行する。
 - ⑤ 庶務は、会の庶務を執行する。
 - ⑥ 理事は、理事会を組織し、会務の審議、ブロックの業務を執行する。
 - ⑦ 代議員は、代議員会を組織し、会務を審議する。
 - ⑧ 監事は、本会の会計および業務の執行状況を監査し、代議員会に報告する。
- 第9条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再任をさまたげない。

第三章 機 関

- 第10条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。
- ①代議員会 ②理事会 ③役員会
- 第11条 1、代議員会は、代議員、理事、監事、本部役員をもって構成し、会の最高機関であり、毎年1回開催する。なお、代議員でない支部長（欠員の場合は事務局長）も代議員会の構成員とする。
- 2、代議員会は、委任状を含めて、過半数の出席で成立する。議長、議事録署名委員は、代議員の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 3、代議員会において、討議する事項は、次の通りとする。
- ①会務報告 ②予算・決算の承認
 - ③会則変更 ④その他主要事項
- 第12条 理事会は、理事、本部役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 1、緊急を要するときは、理事会の決議をもって代議員会に代え、次の代議員会で承認を求める。
 - 2、会議の議長は会長、記録は庶務とする。

- 3、理事会成立（5名以上の選出）までは、役員会がこれを代行する。
- 第13条 役員会は、本部役員をもって構成し、会務の審議をする。
- 1、本会の業務の執行に当たる。
 - 2、会議の議長は会長、記録は庶務とする。
- 第14条 本会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第四章 会 計

- 第15条第1項
- 1、会計は、本会に関わる「口座」の管理を行い、経理を適切に執行する。
 - 2、会計が管理する「口座」の届出住所は、会計担当者の自宅とすることができる。
- 第2項
- 1、本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。
 - 2、会費は、会員1名につき、年額500円とする。
 - 3、会費は、各支部ごとに集め、本部に納入する。
 - 4、組織未確立の道府県の会員は、会費を個人で本部に納入する。

第五章 役員等の選出

- 第16条 会則6条に基づき、本会の役員、監事の選出に関して定める。
- 第17条 理事会は、役員等選出委員若干名を選出する。
- 第18条 役員等選出委員は、「役員等選出委員会」を組織し、互選により委員長を選び、次のことを行う。
- ① 選出された役員、監事候補者の名簿を作る。
 - ② 役員等選出委員会で選出された役員、監事候補者は代議員会で承認を得る。
- 第19条 本会の運営を円滑にするために、理事会で細則を設けることができる。

この会則は、昭和59年 6月15日施行
昭和63年 6月18日改正
平成 6年 5月25日改正
平成22年 5月25日改正
平成29年 5月16日改正

細 則

- 第1条 事務局長手当として、当分の間、月額 5,000円を支給する。
- 第2条 会員の弔事に関しては、弔電を打って弔意を表する。（ただし、手続き等は、支部が代行する）
- 第3条 本会に顧問を置くことができる。全国公立学校教頭会長は、本会の顧問とする。
- 第4条 本会に対し功労のあった役員に対しては、その地位を退く時に感謝状を贈る。
- 第5条 運営の資金は、一般会計の残金を積み立てるものとする。
- 使途については、年度当初の運営と臨時出費に充て、臨時出費については、役員会合議の上運用する。
- 本資金は、本会の組織維持・拡大や教育の振興に役立てるものである。
- 第6条 役員会に、次の専門部を置く。
- (1) 総務部 (2) 福利厚生部 (3) 研修部
- 第7条 監事は、東日本（東海北陸以東）と西日本（近畿以西）の2地区から各1名を選出する。

この細則は、平成 9年 5月21日追加
平成11年 5月19日追加
平成13年 5月21日追加
平成22年 5月25日追加
平成29年 5月16日追加

『全国公立学校退職教頭会の願い』

私たち退職教頭・副校長は、3つの願いを抱き、そのどれもが実現する日を目指して、志を同じくする者たちが、全国から集っています。

第一の願い（私たち自身のこと）

私たちは、国を支える力を持った若者たちを育てるために、三十有余年、公教育に携わり、力を尽くしてきました。退職後は、力を尽くして大きな実績を挙げた者については、その功績にふさわしい、校長職同様の叙勲（死亡後の叙位・叙勲の復活を含む）をして頂きたいと願っています。また、その貢献にふさわしい、経済的な面で不安の無い暮らしができることを願っています。退職後の生活は、学校や地域そして各教育関係機関においてボランティア等で特技や才能を生かして社会に貢献し、生涯にわたって生き生きと活躍することを願っています。

第二の願い（現職にある教職員のこと）

私たちの後を継いで公教育に携わる者たちが、研修によって自己研鑽に励むことのできるゆとりを持てることと、教員の働き方改革が進み、学校現場が教職員たちと教え子たちにとって、日々触れ合える時間的なゆとりのある場になることを願っています。

第三の願い（子どもたちのこと）

公教育を受けて育ちゆき、やがては、国を支える力となる児童・生徒たちに対して、眼前の現実社会に適応する技を授けるだけでなく、困難に立ち向かい強く生き抜く力や遠い未来を見通して、理想を持って、深く考えられる力が身につくことを願っています。また、今後の社会変化を思うとき、AI社会・インターネット社会を、人間らしく生き抜いていく力が育てられることを願っています。

これらの願いをかなえるため、私たちは、交流・親睦を深め、意見交換を行い、互いに知恵を出し合い、要請と発信を重ねながら、組織的に活動していきます。

なお、活動を進める上では、他団体との連携を深めることも大切にしていきます。

【題字 静岡県公立小中学校退職教頭会 会長 長屋 梅子氏揮毫】

この度の『令和2年7月豪雨災害』に際し、熊本県・佐賀県をはじめ、被災された会員の方々に、心より、お見舞いを申し上げます。

令和2年7月31日
全国公立学校退職教頭会
〒105-0002
東京都港区愛宕1-6-7
愛宕山弁護士ビル403号
発行責任者 会長 山浦 朝日